

鹿児島県鹿児島海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
鹿定第1号	甕島漁業協同組合	薩摩川内市上甕町平良島深浦地先	基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 03" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甕町平良島深浦エビス岩基点標石) 点ア N 31° 47' 04" E 129° 50' 06"	定置漁業	ぶり雑魚定置	9月1日から翌年7月15日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市上甕町平良	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第2号	甕島漁業協同組合	薩摩川内市上甕町平良島弁慶地先	基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 46' 53" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甕町平良島弁慶定置小屋基点標石) 点ア N 31° 46' 35" E 129° 50' 17"	定置漁業	ぶり雑魚定置	12月1日から翌年7月15日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市上甕町平良	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第3号	中村源郎	薩摩川内市鹿島町夜萩地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 05" E 129° 47' 35" (薩摩川内市鹿島町夜萩浦横瀬基点標石) 点ア N 31° 47' 05" E 129° 47' 27" 点イ N 31° 47' 20" E 129° 47' 28"	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市鹿島町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第4号	橋野浩朗	薩摩川内市鹿島町浮水地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 45' 31" E 129° 46' 46" (薩摩川内市鹿島町浮水ナメ瀬基点標石) 点ア N 31° 45' 42" E 129° 46' 33" 点イ N 31° 45' 45" E 129° 46' 50"	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市鹿島町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第5号	有限会社マル昌水産	薩摩川内市鹿島町吹切地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 19" E 129° 46' 49" (薩摩川内市鹿島町吹切平瀬基点標石) 点ア N 31° 44' 03" E 129° 47' 02" 点イ N 31° 44' 22" E 129° 47' 06"	定置漁業	ぶり雑魚定置	10月1日から翌年7月9日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市鹿島町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第6号	有限会社マル昌水産	薩摩川内市鹿島町由良島地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 17" E 129° 45' 36" (薩摩川内市鹿島町大崩八尻ゴト基点標石) 点ア N 31° 44' 40" E 129° 45' 27" 点イ N 31° 44' 41" E 129° 45' 42" 点ウ N 31° 44' 16" E 129° 45' 38"	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市鹿島町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第7号	青瀬漁業生産組合	薩摩川内市下甕町青瀬瀬尾地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 32.5" E 129° 43' 57" (薩摩川内市下甕町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 30" E 129° 44' 16" 点イ N 31° 39' 35" E 129° 44' 22" 点ウ N 31° 39' 47" E 129° 44' 05" 点エ N 31° 39' 41" E 129° 43' 57"	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年7月9日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市下甕町青瀬	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿定第8号	青瀬漁業生産組合	薩摩川内市下甕町青瀬瀬尾地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 39′ 35″ E 129° 43′ 51″ (薩摩川内市下甕町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39′ 33″ E 129° 43′ 57″ 点イ N 31° 39′ 38″ E 129° 44′ 06″ 点ウ N 31° 39′ 45″ E 129° 43′ 57″ 点エ N 31° 39′ 37″ E 129° 43′ 50″		定置漁業	雑魚定置	7月10日から10月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市下甕町青瀬	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第9号	染川水産株式会社	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 26′ 01″ E 130° 10′ 04″ (南さつま市笠沙町片浦高崎ジャガ鼻大瀬基点標石) 点ア N 31° 26′ 11″ E 130° 10′ 09″ 点イ N 31° 26′ 14″ E 130° 10′ 12″ 点ウ N 31° 26′ 02″ E 130° 10′ 25″ 点エ N 31° 25′ 57″ E 130° 10′ 07″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	南さつま市笠沙町片浦 (野間池地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第10号	有限会社高根漁業	南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 21′ 50″ E 130° 10′ 07″ (南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根基点標石) 点ア N 31° 22′ 00″ E 130° 09′ 54″ 点イ N 31° 21′ 50″ E 130° 09′ 42″ 点ウ N 31° 21′ 46″ E 130° 09′ 48″		定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	南さつま市坊津町秋目	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第11号	立石漁業株式会社	南さつま市坊津町久志赤野間地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19′ 54″ E 130° 11′ 53″ (南さつま市坊津町久志赤野間基点標石) 基点2 N 31° 20′ 01″ E 130° 11′ 57″ (南さつま市坊津町久志赤野間オキノ瀬基点標石) 点ア N 31° 19′ 53″ E 130° 11′ 50″ 点イ N 31° 20′ 07″ E 130° 11′ 34″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	南さつま市坊津町秋目	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第12号	有限会社濱崎商店	指宿市開聞十町田ノ崎地先	基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 11′ 03″ E 130° 30′ 36″ (指宿市開聞田ノ崎基点標石) 点ア N 31° 10′ 57″ E 130° 30′ 14″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	指宿市の旧開聞町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第13号	かいゑい漁業協同組合	指宿市開聞川尻小瀬地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 10′ 25″ E 130° 32′ 58″ (指宿市開聞川尻小瀬基点標石) 点ア N 31° 10′ 21″ E 130° 33′ 06″ 点イ N 31° 10′ 19″ E 130° 33′ 08″ 点ウ N 31° 10′ 11″ E 130° 32′ 54″ 点エ N 31° 10′ 14″ E 130° 32′ 52″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	指宿市の旧開聞町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第14号	有限会社清丸水産	肝属郡南大隅町佐多伊座敷地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 05′ 57″ E 130° 41′ 51″ (肝属郡南大隅町佐多伊座敷穴口基点標石) 点ア N 31° 06′ 04″ E 130° 41′ 51″ 点イ N 31° 06′ 11″ E 130° 41′ 46″ 点ウ N 31° 06′ 05″ E 130° 41′ 32″ 点エ N 31° 05′ 59″ E 130° 41′ 40″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡南大隅町佐多伊座敷	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿定第15号	有限会社清丸水産	肝属郡南大隅町佐多伊座敷上之園地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 05' 17" E 130° 40' 45" 点ア N 31° 05' 26" E 130° 40' 48" 点イ N 31° 05' 40" E 130° 40' 40" 点ウ N 31° 05' 32" E 130° 40' 20" 点エ N 31° 05' 18" E 130° 40' 30"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡南大隅町佐多伊座敷	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第16号	神田崇志 林光弘 船岡一義 林英樹 上原一真 竹中雄希	肝属郡肝付町船間深井地先	基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 21" E 130° 59' 24" (肝属郡肝付町船間深井基点標石) 点ア N 31° 10' 36" E 130° 59' 25" 点イ N 31° 10' 26" E 130° 59' 40"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町岸良	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第17号	株式会社岸良水産	肝属郡肝付町岸良ステン島地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 13' 37" E 131° 01' 48" (肝属郡肝付町 基点標石) 点ア N 31° 13' 26" E 131° 01' 42" 点イ N 31° 13' 24" E 131° 01' 42" 点ウ N 31° 13' 23" E 131° 01' 53" 点エ N 31° 13' 25" E 131° 01' 54"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町岸良	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第18号	株式会社潮路	肝属郡肝付町桃之木地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 11" E 131° 07' 31" (肝属郡肝付町小谷島の東、穴グリ前基点標石) 点ア N 31° 17' 11" E 131° 07' 30" 点イ N 31° 17' 28" E 131° 07' 27"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町南方及び北方	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第19号	吐合浩一郎	肝属郡肝付町小谷地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 03" E 131° 07' 15" (肝属郡肝付町小谷テンマ石基点標識) 点ア N 31° 17' 07" E 131° 07' 00" 点イ N 31° 17' 21" E 131° 07' 12"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町南方及び北方	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第20号	内之浦漁業協同組合	肝属郡肝付町双子瀬地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 46" E 131° 06' 52" (肝属郡肝付町双子瀬基点標柱) 点ア N 31° 17' 05" E 131° 06' 32" 点イ N 31° 17' 05" E 131° 07' 00"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町南方及び北方	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第21号	津代裕介	肝属郡肝付町仏崎地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 44" E 131° 05' 36" (肝属郡肝付町仏崎基点標石) 点ア N 31° 16' 44" E 131° 05' 35" 点イ N 31° 16' 54" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 00" E 131° 05' 27" 点エ N 31° 16' 58" E 131° 05' 52" 点オ N 31° 16' 52" E 131° 05' 50"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町南方及び北方	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第22号	有限会社昌徳丸	肝属郡肝付町海蔵地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 19' 58" E 131° 06' 05" (肝属郡肝付町海蔵アコウの木の下基点標石) 点ア N 31° 20' 12" E 131° 06' 00" 点イ N 31° 20' 11" E 131° 06' 19" 点ウ N 31° 20' 05" E 131° 06' 16"		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町南方及び北方	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿定第23号	高山漁業協同組合	肝属郡肝付町飯ヶ谷地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 05″ E 131° 05' 24″ (肝属郡肝付町飯ヶ谷小山基点標石) 基点2 N 31° 20' 09″ E 131° 05' 15″ (肝属郡肝付町飯ヶ谷イサミ石基点標石) 点ア N 31° 20' 22″ E 131° 05' 42″ 点イ N 31° 20' 32″ E 131° 05' 18″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町の旧高山町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第24号	高山漁業協同組合	肝属郡肝付町東風泊地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 27″ E 131° 04' 24″ (肝属郡肝付町東風泊次郎石基点標石) 基点2 N 31° 20' 26″ E 131° 04' 19″ (肝属郡肝付町東風泊鳥糞石基点標石) 点ア N 31° 20' 52″ E 131° 04' 48″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	肝属郡肝付町の旧高山町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿定第25号	立石漁業株式会社	南さつま市坊津町久志網代鼻地先	基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 48″ E 130° 12' 17″ (南さつま市坊津町久志網代鼻基点標石) 点ア N 31° 17' 49″ E 130° 12' 20″ 点イ N 31° 18' 07″ E 130° 12' 23.5″ 点ウ N 31° 18' 02″ E 130° 12' 03.5″		定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	南さつま市坊津町久志	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
					定置漁業						